

告 示

埼玉県告示第九百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第四十三号で告示した幸手都市計画道路事業（杉戸町施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野元裕

一 事業施行期間

平成三十一年一月十八日から令和六年八月五日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
 - 変更なし
- ロ 使用の部分
 - 変更なし